平成２７年（フ）第２１０２号
神奈川県横浜市港南区港南３丁目27―１　サンプラザ港南中央ＩＢ102
破産者　成山　佑太
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１５２号
東京都大田区萩中３丁目17―16―308
破産者　田藤　和也
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１５６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3984―15
破産者　能重　　章
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１５８号
東京都葛飾区堀切５丁目34―７　リブステージ本田マンションⅢ102
破産者　小堀　修一
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１６７号
千葉県千葉市美浜区真砂４丁目４－３－601
破産者　工藤　紘吉
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７０号
東京都練馬区関町北４丁目21―19―101
破産者　岡田　典子（旧姓宮部）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８７号
東京都杉並区清水３丁目27―20―203
破産者　阿部　吉夫
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１９７号
千葉県流山市江戸川台東３―317、住民票上の住所埼玉県草加市瀬崎５丁目29―25
破産者　荒木　　康
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０１号
東京都渋谷区道玄坂２丁目26―３―505
破産者　宮村　寿郎
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２５号
東京都板橋区高島平７丁目41―１―403
破産者　齊藤　香織
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３８号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目22―２
破産者　横谷　　徹
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３９号
東京都大田区山王４丁目29―１
破産者　武田　慎平
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５２号
東京都中野区新井２丁目12―１―301
破産者　高梨潤一郎
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７４号
神奈川県横浜市旭区善部町114―１―103
破産者　磯村　弥生（旧姓中村）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１６号
東京都江戸川区一之江２丁目22―２―102
破産者　高橋　利治
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４０号
神奈川県横浜市南区浦舟町１丁目16―３―208
破産者　清水　弘二
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４１号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2844―１　ファミールコイト２―102
破産者　鈴木　新志
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４２号
千葉県船橋市二和東５丁目32―５―101
破産者　牧野　京二（旧姓末吉）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４４号
埼玉県所沢市小手指元町１丁目16―８―101
破産者　中村多津夫
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４７号
東京都足立区西新井３丁目５－１－705
破産者　原田　　愛（旧姓中田）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３５２号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山4013―78、開始決定時の住所東京都目黒区中央町２丁目８－５－402　プレール学芸大学参番館
破産者　芝原　　葵
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３５７号
東京都世田谷区池尻４丁目34―24
破産者　佐々木紗知絵（旧姓太田）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部